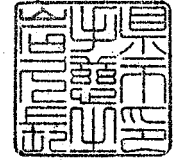


久慈市告示第9号

建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要綱を次のように定め、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行われる公告その他契約の申込の誘因に係る契約から適用する。

平成23年1月26日

久慈市長 山内 隆文



建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この告示は、市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける際に必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が50万円以上の建設関連業務の委託契約とする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でないと市長が認めるときは、この限りでない。

(最低制限価格設定の周知)

第3 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知により、当該入札について最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第4 最低制限価格は、別表の業務の欄に掲げる区分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までの欄に掲げる額の合計額を基に、次の各号に掲げる割合の範囲内で契約担当者が定める額とする。

- (1) 地質調査業務以外に係る契約 10分の6から10分の8まで
- (2) 地質調査業務に係る契約 3分の2から10分の8.5まで

2 予定価格が複数の業種の区分ごとに算出された額の合計額となっている場合は、別表の業務の欄に掲げる区分ごとに前項の規定により算出された額の合計額を基に、契約担当者が定めるものとする。

- 3 前2項の規定により算定することが困難なとき又は市長が特に必要があると認めるときは、委託契約ごとに10分の6から10分の8.5までの範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

別表（第4関係）

業務	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額